

6月1日 から7日は 第57回水道週間です

「カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口」(ポスター)

神崎町の水道は、町民の皆様の生活基盤施設として、昭和34年より水道水の供給を行っており、小中学校などの主要施設をはじめ、7割を超える町民の皆様方にご利用頂いております。

今年も厚生労働省等とともに「カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口」を標語として、皆様の水道へのご理解をより深めて頂きたく、6月1日から7日までを「水道週間」としてしています。

○安全な水道水を

ご家庭へ

日本の水道水は、安心して飲むことができます。これは、国が定めた厳しい基準をクリアした水道水が各家庭に届けられているからです。私たち神崎町の水道水も安心して飲むことができます。

○水道を利用するときは

新しく水道を引き込む工事の場合や、宅内の水道工事は、法律(水道法)により神崎町の指定給水装置工事事業者が行うことになっ

ています。水道工事に関しては、指定給水装置工事業者へご相談下さい。

また、宅内の漏水修理やメーター器の移動についても、同様に指定工事業者にご相談下さい。

新規に水道の申込をされる場合や、メーターの口径を大きくされる場合などは、給水申込負担金が必要になります。

(神崎町の水質データ、指定給水装置工事事業者、給水申込負担金等については、水道事業のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。)

神崎町内の指定給水装置工事事業者一覧

(町外事業者については水道事業のホームページにて確認下さい)

神崎町指定給水装置工事事業者名	所在地	電話番号
石橋水道工事店	神崎町植房633	72-2290
(有)大竹設備	神崎町小松144	72-3334
大利根建設(株)	神崎町郡1416	72-2844
椿建設(株)	神崎町古原甲496	72-2326
村田設備	神崎町毛成1171	72-2388
(有)山城設備	神崎町小松742	72-2873
山和電機工業(有)	神崎町郡1119-5	72-4034
弥六商店(株)	神崎町神崎本宿2010	72-3015

○水道メーターの

交換について

計量法に基づき、水道メーターの交換を約8年に1

度実施しております。交換の対象となるお客様に水道事業職員がお伺いして交換しますので、交換の際にはご協力頂きますようお願いいたします。

なお、メーター交換工事は無料で行います。

○水道料金の計算は

検針から

水道の使用量を確認する検針は、毎月上旬に、神崎町が水道料金等事務を委託している第一環境(株)の職員が行っています。

検針時に「水道料金等のお知らせ」をポスト等に投函いたしますので、使用量

や、ご請求予定金額の確認にご利用ください。

また、使用量が非常に多い場合や、漏水と思われる時には、検針員がお客様にご連絡をするようにしております。

◎料金のお支払方法

簡単に手続きできますので、口座振替によるお支払いをご利用下さい。

○水道料金に関するお問合せ 第一環境(株) ☎ 72-4545

○その他水道に関するお問合せ まちづくり課 水道事業 ☎ 72-3322

